

4月高等学校等就学支援金の申請時に配付した ID・パスワードをご使用ください

※高校生等奨学給付金の申請を希望される場合は、**7月31日（金）**までに、「オンライン申請システム」により申請手続きを行ってください。

授業料以外の 教育費負担を軽減。

高校生等 奨学給付金

授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等になります。

対象世帯 (申請資格有)

- ・ 生活保護（生業扶助受給）世帯
- ・ 保護者等全員の住民税が非課税世帯
- ・ 保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が182,500円未満の世帯
- ・ 家計が急変して非課税相当になった世帯

※生徒の国籍・在留資格等により対象世帯が異なります。

令和8年度の給付額	
世帯状況	給付額（年額）
① 生活保護（生業扶助受給）世帯	32,300円
② 住民税非課税世帯	143,700円
③ 所得割額 105,000円未満の世帯 （年収 270～380万円相当）	47,900円
④ 所得割額 182,500円未満の世帯 （年収 380～490万円相当）	35,930円

※ 家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。

※ 「オンライン申請システム」にログインするためのID・パスワードをなくされた方は事務室までご連絡ください。